

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ



平成22・23年度の保険料率が決まりました

2年ごとに見直しになる保険料率が、次のとおり決定しました。

- 被保険者均等割額 48,931円 (平成20・21年度 48,569円)
- 所得割率 8.94% (" 8.88%)



◆保険料の賦課◆

保険料額は「被保険者均等割額」と「所得割額」の合計額(上限50万円)です。7月中旬に保険料算定額を記載した「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

年間保険料 (1人当たり)	=	被保険者均等割額 48,931円	+	所得割額 (21年中総所得金額等 - 33万円) × 8.94%
------------------	---	---------------------	---	-------------------------------------

*総所得金額等とは、総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)と山林所得、土地建物の譲渡所得等の分離課税所得の合計です。

◆保険料の軽減◆

保険料の軽減措置は、平成22年度以降も継続されます。

*被保険者や世帯主の所得が決定していない場合、軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

【被保険者均等割額の軽減】

世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額の状態により軽減の判定をします。

軽減の割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	4,893円	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほか各種所得なし)
8.5割	7,339円	33万円以下
5割	24,465円	33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下
2割	39,144円	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数) 以下

*公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします。

【所得割額の軽減】

被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	被保険者の所得
5割	保険料の賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下

【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

※お問い合わせは、長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556) まで

国保加入の皆さまへ

国民健康保険税の改正

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減

平成22年4月1日から、倒産・解雇・雇止めなどで離職された非自発的失業者の方の国保税を軽減する制度が始まりました。軽減を受けるためには、申請が必要です。

■対象者/次のいずれの条件にも該当する方。

- ①雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者と認定された方。
- ②失業時に65歳未満の方。
- ③平成21年3月31日以降に失業された方。

*制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国保税が軽減されます。

■軽減額/該当者の前年中の給与所得を100分の30とみなして計算します。

■軽減期間/離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末まで

*軽減は平成22年度以降の国保税が対象となります。

■確認方法/雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の理由コードにより判定します。

■申請に必要なもの/雇用保険受給資格者証、認め印

国民健康保険税の課税額の上限・税率の改定

地方税法の改正により、国保税の課税額の上限が改定されました。また、医療の高度化などにより医療費が年々増加し、これまで国保財政の不足分に充当してきた財政調整基金の残額が平成21年度末で残り少なくなり、22年度で予想される不足分を補うため国保税の税率の改定が行われました。その内容は次のとおりです。納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

■課税額の上限の改定(1世帯当たり)

	(改定前)	(改定後)
◎基礎課税額の上限	47万円	50万円
◎後期高齢者支援金等課税額の上限	12万円	13万円

■税率の改定

後期高齢者支援金等課税額の税率を次のように改定しました。そのほかの税率はこれまでどおりです。

	(改定前)	(改定後)
◎所得割	1.2%	2.2%
◎資産割	7.0%	9.5%
◎均等割	2,000円	6,000円
◎平等割	2,000円	5,000円

特定健康診査

平成20年度から保険者が行う特定健康診査・特定保健指導の制度が始まりました。

今年度、国保の特定健康診査の対象になる方には、4月下旬から順次受診券を送付しています。地域の公民館など(集団健診)や医療機関(個別健診)のどちらでも受診できます。年に1度の健康チェックのため受診しましょう。

40歳未満の方へ

集団健診の日程は受診券に同封された案内文書、広報4月号に添付された健診カレンダー、毎月の広報をご覧ください。集団健診に限りますが、今年度から血液検査(クレアチニン・尿酸検査)を追加しました。個別健診ではこの検査はありません。また、人間ドックを受診の方には、費用の一部を助成する制度も始めましたので、お問い合わせください。

■対象者/平成22年4月1日~23年3月31日まで1年間を通じて国保被保険者の方で、

本年度40~75歳未満の方。

*長期入院者と海外滞在者を除く。

■健診料/1,000円

*次の方は健診料が無料です。

・本年度40歳(昭和45年4月1日~46年3月31日生まれ)になる方

・本年度50歳(昭和35年4月1日~36年3月31日生まれ)になる方

・障害者手帳をお持ちの方



※申請先・お問い合わせは、市民課国保係 ☎880-6555) まで